

令和 5 年 6 月 27 日  
海事局海洋・環境政策課  
船舶産業課

## 「シップ・リサイクル条約」の発効が確定（発効：令和 7 年 6 月 26 日） ～老朽船の新船への代替が円滑化。循環型経済における脱炭素化に寄与。～

「二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」（シップ・リサイクル条約）が令和 7 年 6 月 26 日に発効することとなりました。同条約は、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的としたものであり、船舶の代替の円滑化、循環型経済における脱炭素化に寄与します。

我が国は、造船・海運の主要国として、条約案の提案から審議・採択・発効要件充足に至るまで一貫して主導的な役割を担ってきました。

船舶の解体が実施されているインド・バングラデシュ等での環境汚染や労働災害が 1990 年代頃から国際問題化する中、我が国は造船・海運の主要国として、問題解決に向けた国際的な枠組み作りに向け、国際海事機関（IMO）において条約の提案から審議まで主導的な役割を果たした結果、2009 年にシップ・リサイクル条約が採択されました。

また、近年は早期の条約発効を目指し、発効に不可欠な船舶解体国による条約の締結を積極的に働きかけてきたところです。

さらに、今年 4 月には岸田総理と世界最大の解体国であるバングラデシュのハシナ首相との間で、同国が今年早期の同条約締結を目指し、我が国が同国での廃棄物最終処分場の整備等の支援を検討する旨の首脳共同宣言が発出されました。



日バングラデシュの首相会談  
(2023 年 4 月 26 日@東京)

これを受け、今般、バングラデシュが 6 月 26 日に条約を締結し、さらに同日付で便宜置籍船を多数保有するリベリアが条約を締結したことにより、条約の発効要件を充足することとなりました。なお、発効日は 2 年後の 2025 年 6 月 26 日となります。

本条約の発効により、安全で環境に配慮した船舶の解体が国際的に担保されるとともに、脱炭素化船等への円滑な代替に向けた環境整備が進み、海上輸送のカーボンニュートラルの加速化にも繋がることが期待されます。

今後は、同条約の円滑な発効および着実な実施に向け、国内外の関係者と連携して取り組んで参ります。

### （問い合わせ先）

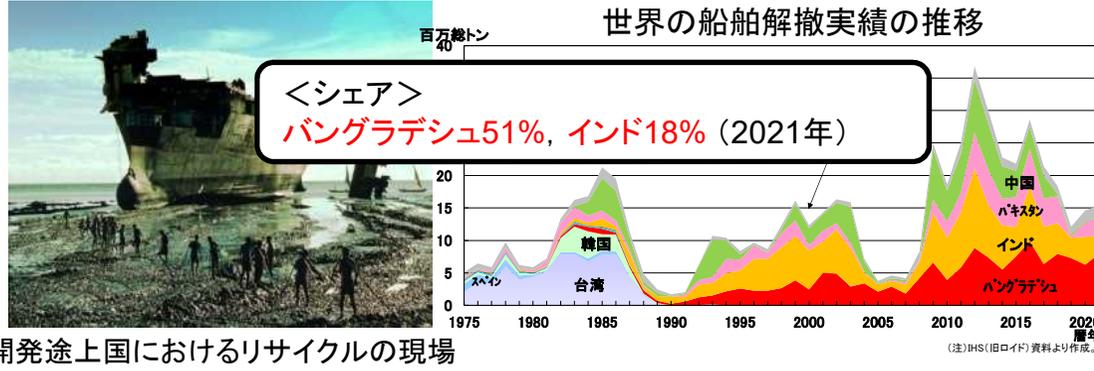
国土交通省 代表電話番号：03-5253-8111

○海事局 海洋・環境政策課 高橋（内線：43922）直通：03-5253-8118

○海事局 船舶産業課 鈴木・秋山（内線：43625・43635）直通：03-5253-8634

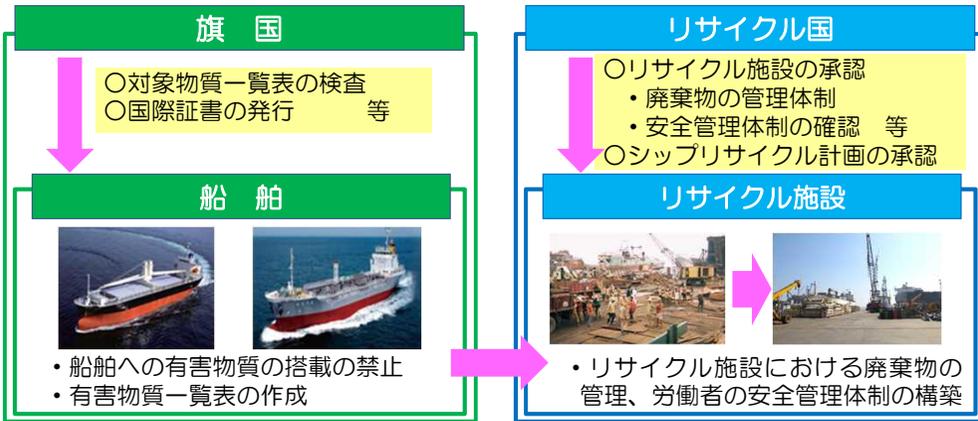
## 背景

- 船舶の解体(シップ・リサイクル)の大半は、コストの安い**インド・バングラデシュ**等の開発途上国で実施。
- 労働安全・環境対策が不十分、**環境汚染**や**労働災害**が深刻化。
- このような状況を踏まえ、**日本主導により**、国際海事機関(IMO)において検討が進められ、2009年5月、香港で開催された国際会議にて、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的とした**シップ・リサイクル条約**が採択。



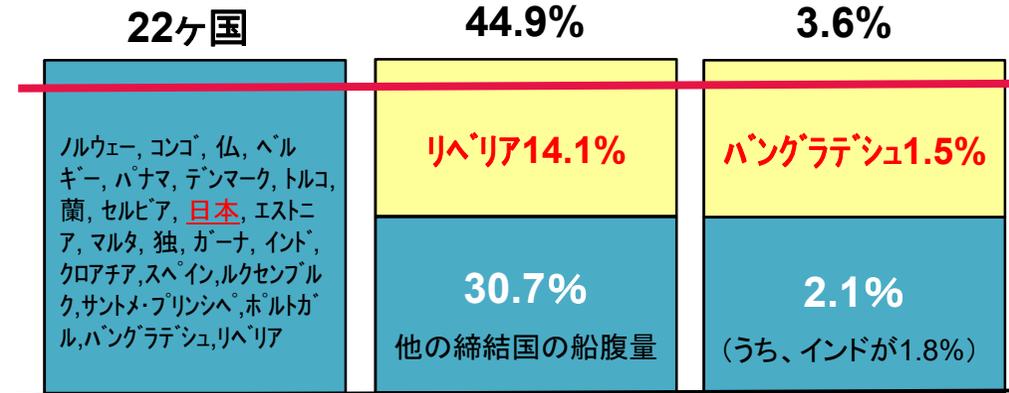
## 条約の概要

### 【条約上の主な義務】



※管轄海域を越えて航行する総トン数500トン以上の船舶が対象

### 【条約発効要件と現状】 (2023年6月26日達成)



①締約国:  
**15ヶ国以上**

(日本は2019年3月に締結)

②締約国の船腹量:  
**世界の40%以上**

③締約国の解体能力\*:  
**3%以上**

※締約国の船腹量に対する締約国の年間解体量の割合

### シップ・リサイクル条約

- 船舶の解体における労働安全及び環境保全を確保するための国際的な枠組みを規定
- 日本国内では、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(シップ・リサイクル法)」によって本条約を担保、条約発効日より施行

### シップ・リサイクル法

- 総トン数500トン以上の船舶等を解体する施設に対し、安全・環境に関する基準を満たし、関係省庁から許可を得ることを義務付け
- 総トン数500トン以上の船舶等に対し、船舶に存在する有害物質の種類や量等を記載した一覧表を作成し、船舶に備え付けることを義務付け